



から始めませんか？

企業に関わる「人権問題」がメディア等で大きく取り上げられ、国際的にも国内的にも企業や組織の不祥事には、社会が極めて厳しい目を向けるようになっていきます。

国連が策定した「ビジネスと人権に関する指導原則」では、企業には「人権尊重の責任」があるとされており、企業活動を行う上で人権にいかに関心しているかが、社会が企業を評価する上で大きな要素となってきています。

Myじんけん宣言とは？

企業・団体のトップや幹部の方に、人権尊重に対する決意等を「Myじんけん宣言」として表明してもらうことで、企業・団体の人権に関する取組を促進する法務省のプロジェクトです。

企業が人権尊重の取組をするメリットはなんですか？

企業が人権尊重の取組を行うことは、従業員にとっては、ハラスメントの撲滅、ワークライフバランスの推進等、誰もが働きやすい職場環境が整備され生産性が向上します。また、顧客との信頼関係強化や新規顧客の開拓にもつながります。企業の評価が高まれば、優秀な人材が確保でき、社会的な存在価値も上がり、利益の拡大にも影響します。株主や投資家にとってもプラスになります。

一方、企業の人権に関する取組が不十分な場合、販売停止、既存顧客や政府との取引の停止、不買運動による売上低下、株価の暴落、罰金の発生など企業の大きな損失につながる可能性があります。

Myじんけん宣言をするメリットはなんですか？

「Myじんけん宣言」をすることで、企業が人権尊重に取り組んでいることを企業の内外に表明することができます。その結果、社内の意識が統一され、取組の推進スピードが上がったり、外部からの協力も得やすくなります。近年は、公共調達において人権尊重の確保が求められたり、取引先から人権に配慮するよう求められることも考えられます。

「人権尊重といっても、何から取り組んでいいかわからない…」場合は、まずはMyじんけん宣言から始めることをお勧めします！

Myじんけん宣言はどうやってするの？

○宣言の内容は自由です。

宣言は、人権尊重に対する決意や企業としての取組の基本的な考えを示すものです。サイト内の宣言例及び留意事項をご参照ください。

○宣言の方法

人権ライブラリー(<https://www.jinken-library.jp/>)内の「Myじんけん宣言」特設サイトの指定フォームにより、宣言内容を記載したファイルと宣言をもった写真(jpg)を送信してください。

○公表方法

上記の「Myじんけん宣言」特設サイトで公表します。

なお、人権方針等を策定している場合は、そのURLも併せて掲載できます。

法務局がサポートしますので、是非ご相談ください！



〇〇株式会社Myじんけん宣言



〇〇株式会社Myじんけん宣言

○ ビジネスと人権に関する指導原則 (平成23年国連人権理事会)

指導原則では、企業の責任として「人権を尊重する」ことが求められており、具体的には以下の3つの行動が挙げられています。日本では令和2年10月に「ビジネスと人権に関する行動計画」を策定し、全ての企業に人権尊重の取組への期待を表明しています。

1. 人権方針の策定

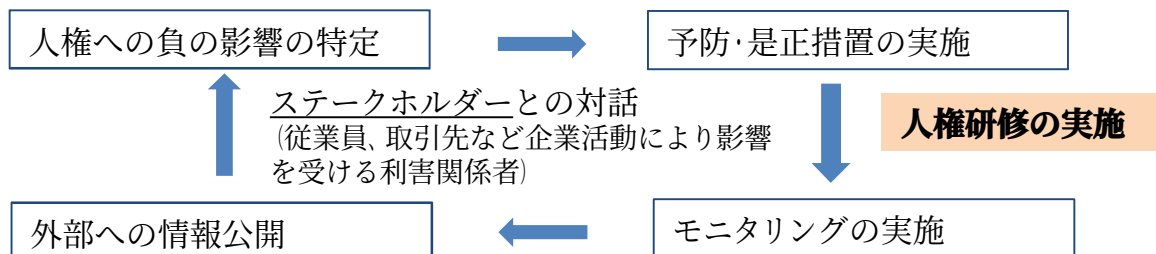
企業は、人権を尊重する責任を果たすというコミットメント（約束）を企業方針として、企業の内外に発信することが求められます。

「Myじんけん宣言」の活用

2. 人権デュー・ディリジェンス

企業活動は、従業員、顧客・消費者、取引先、株主、地域住民など、直接又は間接的に多くの人々と関わり合っており、企業は、自らの活動において、これらの人々の人権を侵害しないことが求められます。

企業は、人権への負の影響を特定し、予防し、軽減し、対処方法を説明するために、以下の人権デュー・ディリジェンスを実施すべきとされています。



3. 救済措置

企業は、従業員や関連ステークホルダーからの人権関連トラブルについての苦情・相談・通報などを受け付け、対応する仕組み（苦情処理メカニズム）を整備することが求められています。

○ 企業が尊重すべき人権の分野の例

- ・差別
- ・ジェンダー (性的マイノリティ含む)
- ・パワーハラスメント
- ・セクシュアルハラスメント
- ・外国人労働者の権利
- ・児童労働
- ・賃金の不足・未払、生活賃金
- ・過剰・不当な労働時間
- ・労働安全衛生
- ・社会保障を受ける権利
- ・プライバシーの権利
- ・サプライチェーン上の人権問題

法務局と人権擁護委員によるサポート

☑ 人権研修の講師の派遣

企業等からの依頼に応じて、無料で講師を派遣し、人権に関する研修を実施します。ビジネスと人権に関する最近の動きなどもご紹介します。

☑ 教材の貸出し

企業等において、人権に関する研修で活用できる人権啓発用の資料や冊子、DVDなどを無料で配布・貸出ししています。

〒960-0103 福島市本内字南長割1-3

福島地方法務局人権擁護課

福島県人権擁護委員連合会



お申込み・お問合せは

024-534-1994